

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		助産施設及び母子生活支援施設への入所の決定
根拠法令等及び条項		児童福祉法第22条第1項及び第23条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市助産施設及び母子生活支援施設入所に関する規則第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成30年 3月14日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>児童福祉法 抜粋</p> <p>第22条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> <p>第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の適用等適切な保護を行わなければならない。</p> <p>栃木市助産施設及び母子生活支援施設入所に関する規則 抜粋</p> <p>(入所の決定)</p> <p>第3条 福祉事務所長は、助産の実施又は母子保護の実施の要否を決定するときは、あらかじめ実地調査を行うものとする。</p>	